

ビルマ

信仰の自由に関する 2007 年国際報告書

国務省民主主義・人権・労働局発行

ビルマは、1962 年以来、非常に抑圧的で独裁的な軍事政権の支配下にある。軍隊が大規模な民主化要求運動を残酷に弾圧し憲法を廃止した 1988 年以降、憲法による信仰の自由の保護は存在していない。1990 年、民主化を要求する複数の政党が、自由で公正な選挙の結果、議席の過半数を占めたが、軍の高級幹部からなる軍事政権は、結果を認めるのを拒み、その後、議会をもたず法令のみで国を統治してきた。政府当局は、登録された宗教団体の信徒の大半が、自ら選んだ信仰を持つことをおおむね許していた。しかし、政府は、特定の宗教活動に制限を課し、信仰の自由の権利を頻繁に侵害していた。

本報告書が対象とする期間中、政府による信仰の自由の尊重が制限つきであることに変化はなかった。政府は、これまで同様、宗教団体を含む、事実上すべての組織の集会や活動へ潜入し、公然とあるいは内密に監視している。政府は、人権と政治的自由を促進する仏教聖職者の活動を組織的に制限し、少数派の宗教集団による新たな礼拝施設の建設を禁止した。政府の役人が、既存の礼拝施設を破壊した場合もいくつかある。政府はまた、宗教の中でも上座部仏教を、特に少数民族の間で、積極的に推進している。キリスト教やイスラム教の集団は、これまで同様、既存の礼拝施設の修理や、新規建設の許可を得るのに苦労している。反イスラム教徒の暴力が引き続き起こり、イスラム教徒の活動への厳重な監視も続いていた。この他の非仏教徒の少数集団による礼拝の制限も、全国でこれまで同様行われている。非仏教徒が強制的に改宗させられたという新たな報告はなかったが、政府は、学生や貧しい若者に、仏教に改宗するよう圧力を加えていた。仏教徒であること、あるいは仏教に改宗することは、おおむね、政府や軍部で高い地位に昇進するための必要条件となっている。

本報告書の対象期間中、多数派である仏教徒と少数派であるキリスト教徒およびイスラム教徒の間で、社会的緊張が続いていた。その多くがイスラム教徒である南アジア系の国民への偏見が広く存在していた。

米国政府は、政府関係者、宗教指導者、民間人、学者、他国の外交官、国際ビジネスおよび国際メディアの代表部など、ビルマ社会のあらゆる層に向かって、信仰の自由を唱道してきた。大使館職員は、現地の非政府組織（NGO）と宗教指導者を支援し、支援がなければ孤立するであろう人権 NGO や宗教指導者との情報交換のパイプ役を務めた。1999 年以降、米国国務長官は、信仰の自由を非常に著しく侵害したとして、国際信仰の自由法にもとづき、ビルマを「特に憂慮すべき国家」の一つに指定している。米国政府は、人権を侵害しているビルマに対して、多数の適切な制裁を実施している。

第 1 節 宗教統計

ビルマの総面積は 67 万 8499 平方キロメートル、総人口は 5400 万人強。国民の大多数が上座部仏教徒である。しかし実際には、大衆的なビルマの仏教は、占星術、数秘術、占い、「ナツ」と呼ばれる仏教以前の土着の神々への崇拜と共存している。見習い僧を含む仏教僧は 40 万人以上で、衣服や毎日の食べ物の寄進など、生活に必要なものを在家信徒に頼っている。女性出家者もごく少数いる。主な少数派の宗教集団には、キリスト教徒（バプテスト派、ローマ・カトリック、英国国教会派、およびこれ以外のプロテスタントの教派多数）、イスラム教徒（ほぼスンニ派）、ヒンズー教徒、伝統的な中国の宗教や、土着の宗教の信者がいる。公式の統計では、人口のほぼ 90 パーセントが仏教徒、6 パーセントがキリスト教徒、4 パーセントがイスラム教徒である。これらの統計は、人口に占める非仏教徒の割合をほぼ間違いなく低く見積もっている。その数値は 30 パーセントには達するだろう。独立した学術的な研究では、イスラム教徒の人口を 6 から 10 パーセントとしている。ヤンゴンにあるユダヤ信徒の小さな共同体にはシナゴグが一つあるが、約 25 名のユダヤ信徒のための儀式を行う常駐のラビはいない。

ビルマには多様な民族がいて、民族と宗教との間にはある程度の相関性がある。多数派であるビルマ民族と、東部、西部、南部それぞれの少数民族であるシャン族、アラカン族、モン族の間では、上座部仏教が優勢である。北部のカチン族、西部のチン族とナガ族の間では、キリスト教が優勢であるが、その中には、伝統的な土着の宗教の信仰を続けている者もいる。チン州のアニミズム信仰共同体において、プロテスタントの信徒の数が、最近急速に伸びていると報告されている。キリスト教はまた、南部と東部の民族、カレン族とカレンニー族の間でも広く信仰されている。ただし、カレン族とカレンニー族の多くは仏教徒である。また、インド系の中にもキリスト教徒はいる。ヒンズー教は、インド系の国民によって主に信仰されている。インド系は、主な都市部や中南部に集中している。イスラム教は、ラカイン州で広く信仰されており、少数民族ロヒンギャの主要な宗教となっている。この他にも、イスラム教は、ヤンゴン、エーヤワディ、マグエ、マンダレーの各地区で広く信仰されている。ビルマ民族、インド系、ベンガル系の中にもイスラム教徒がいる。中国の少数民族は、たいてい、伝統的な中国の宗教を信仰している。伝統的な土着の信仰は、高地地方の小規模の民族集団の間で行われている。これらの土着信仰からくる習慣は、特に農村部における一般的な仏教の儀式に広く残っている。

第 2 節 信仰の自由の現状

法的・政策的枠組み

ビルマは、1962 年以降、非常に独裁的な軍事政権によって統治されている。現在の軍事政権、国家平和発展評議会（SPDC）は、1988 年以降、憲法も議会ももたずに統治を行ってきた。政

府に登録をした宗教団体の大半は、おおむね、自らの選んだ信仰を行うことを許されているが、政府は、特定の宗教活動に制限を課し、信仰の自由の権利を頻繁に侵害している。

1948年の独立以来、少数民族の住む地域の多くが、反政府武装抵抗運動の拠点となってきた。政府は、1989年以降、大半の民族武装集団と停戦協定を結んでいるが、シャン族、カレン族、カレンニー族の反政府闘争は続いている。政府軍と、カレン族の主要な反政府集団であるカレン民族同盟(KNU)との間の断続的な戦闘と、カレン族の村への複数の武装攻撃が起こっている。歴代の文民政権もしくは軍事政権は、国家の統一または中央権力を脅かすかどうか、という観点から信仰の自由を考える傾向にあった。

ビルマには国教はない。しかし、独立以来、歴代政府は、文民政権であれ軍事政権であれ、仏教を顕著に支援し、結びつきを持ってきた。1961年、政府が仏教を無理に国教にしようとしたが、全国の少数派の宗教勢力からの反対を受け失敗した。しかし、実際には、政府は、僧院への寄付や仏教徒による布教活動の支援など、公式な宣伝や国家が後援する活動を通して、上座部仏教への優遇措置を続けている。軍部や行政部での昇進は、おおむね、候補者が仏教徒であることを条件としている。宗教省には、ササナ（仏教の教え）促進宣伝部という強力な部門がある。

国営のニュース報道機関は、全国のパゴダに寄付をしたり、パゴダの開設、改良、修復、維持などの儀式の司会を務めたり、全国の仏教寺院の建設や改修への金銭、食べ物、無償労働による表向きには自主的な「国民からの寄進」を組織するなどして、政府の役人が仏教僧に敬意を表する姿を頻繁に映したり伝えたりしている。国営新聞では、日常的に、仏教経典からの引用を第一面の見出しのスローガンに使っている。政府は、仏教の教えを説いた本を出版している。

仏教教義の学習は、政府が運営するすべての小学校での国定カリキュラムに含まれている。生徒は仏教の授業を履修しないことも可能で、そうしない生徒もいた。政府運営の学校の全生徒は、毎日、仏教の祈りを唱えることが義務づけられている。祈りの間に教室を出ることを許されているイスラム教徒の生徒もいるが、非仏教徒の生徒に祈りを唱えることを強制する学校もある。

ササナ永続宣伝部は、政府と、仏教僧および仏教学校との関係を扱う。政府は、国家が後援する国立僧侶協調委員会（「国家サンガ大長老委員会」もしくはSMNC）の管理のもとに、ヤンゴンとマンダレーにある国立のサンガ（僧団）大学2校が仏教僧を訓練する資金を引き続き援助している。1998年に開校した、国が資金提供するヤンゴンにある国際上座部仏教布教大学（ITBMU）は、その目的を「仏教についての国家の知識を世界の人々と分かち合う」としている。授業で使われる主な言語は英語である。政府はまた、外国人に上座部仏教を教える大学1校に資金援助をしている。

1960年代以降、キリスト教とイスラム教の団体が宗教的な文献を外国から輸入することが困難になっている。宗教的なものであれ宗教と関係のないものであれ、すべての出版物は、いまだに、取締りと検閲の対象となっている。聖書を現地語に翻訳したものを輸入するのは違法とされている。コーランを含む宗教に関する現地語の資料を、政府の検閲による事前の承認なしに、限定部数のみ現地で印刷もしくは複写することは（使用は関係者内に限定されるという注釈つきで）、政府の役人によって時には許可されている。

宗教団体であるかどうかを問わず、事実上すべての団体は、政府への登録を義務づけられている。政府の指令により、「正真正銘の」宗教団体は公式の登録を免除されているが、実際には、登録をした団体だけが、財産の売買や銀行口座の開設をすることができる。こうした要件のために、ほとんどの宗教団体が、登録を選んでいく。宗教団体は、宗教省の承認を得て、内務省に登録する。登録をした宗教団体の指導者は、承認を受けていない団体の指導者やその信徒らよりも、自由に移動することができる。

信仰している宗教は、国民と永住者が常時携帯を求められている政府発行の身分証明書に記載されている。国民はまた、旅券などの公式の申請書類に、宗教を記入することを求められる。

全国のイスラム教徒は、中国系やインド系などのその他の少数民族集団と同様、居住地を離れることを希望する場合には必ず、郡当局から事前の許可を得る必要がある。

西海岸にあるラカイン州のイスラム教徒、および特にその中でも少数派集団のロヒンギャのイスラム教徒は、法的、経済的、教育および社会面での深刻な形態の差別を受け続けてきた。政府は、イギリスの植民地支配開始時点で先祖が国内に居住していなかったのではないかと理由で、ロヒンギャに国籍を認めていない。この要件は、ビルマの国籍法によって定められたものである。イスラム教徒は、イギリスが到来する数世紀も前からこの地域に居住していた、と主張している。2007年4月2日、国連特別報告員5名と独立専門家1名が、1982年国籍法の廃止もしくは改正を行い、国際的な人権の責務に適合することを保証するよう政府に要求した。政府が中等教育の対象を国民に限定しているために、ロヒンギャは、国籍のない状態では、国家が運営する学校での中等教育を受けることができない。

1988年以降、北部ラカイン州にある、ロヒンギャが主に占めるマウンドー郡とブーティーダウン郡では、政府は、一つの村につき、毎年3組までの結婚しか許可していない。また、地域軍司令官の承認も必要とする。

国内のイスラム教徒は、出生証明書を入手するのにも困難がある。ラカイン州シトゥエの地元役人が、この地域で生まれたイスラム教徒の乳児への出生証明書の発行を禁止する口頭の命令を2005年に出した、とされている。

タンドウエにもともと居住しているイスラム教徒はまだいるが、イスラム教徒で新たにタンドウエに来た者は、郡内で財産を購入したり定住したりすることは許されていない。イスラム教徒は、グワやタウングップに住むことは許されていない。

公式の祝日には、多数の仏教の祭日のほか、キリスト教、ヒンズー教、イスラム教の祭日も多少含まれている。

2006年10月、宗教省のトゥラ・ミン・マウン准将が、四つの主な宗教団体（仏教、イスラム教、キリスト教、ヒンズー教）の指導者を招いた会合をもち、その中で、ミン・マウン宗教相は、国際的な信仰の自由に関する2006年報告書を非難した。宗教相は、宗教指導者らに、ビルマには信仰の自由があることを知っているはずだと言い、政府は常に宗教的な集会に許可を与え、モスクや教会の修復を許可している、と主張した。伝えられているところでは、イスラム教の指導者が、先年に起こった共同体の暴動のために政府によって封鎖された中央地区にあるモスクの開放と、建設中のマドラサ（イスラム神学校）の完成許可を願い出た。指導者らは、信仰の自由が与えられているという声明書に署名し、宗教共同体は国内で信仰を自由に実践することが許されていると述べた文書を書くことを求められた、と伝えられている。この文書は、大臣が、宗教省の公式のウェブサイトで公表する予定だという。その後の議論において、イスラム教宗教問題協議会（IRAC）の代表は、いくつかの宗教上の問題については進展があったが、さらなる改善の余地はある、と述べた。大臣は、それ以上の議論を中止して、突然、会合を停止したと伝えられている。

信仰の自由に対する制限

政府は、上座部仏教を引き続き優遇する一方で、宗教団体を統制し、仏教聖職者（サンガ）の活動と表現を制限している。ただし、仏教僧の中には、そうした統制に抵抗する者もいる。1990年のサンガ組織法に基づき、政府は、9つの国が認めた僧院団以外の仏教僧の団体を禁止した。9つの団体は、僧侶によって間接的に選挙された委員からなるサンガ大長老委員会（SMNC）の権威に従う。この禁止に違反した場合は、ただちに公的に聖職を剥奪することで罰せられ、しばしば刑事罰にも処せられる。

国営メディアの報道によると、政府後援の大規模組織、連邦団結発展協会（USDA）が、数百万人が参加する仏教文化の講座を設立した。なお、当協会への参加は、しばしば強制的なものである。この講座の件について単独で検証することは不可能だった。

国際上座部仏教布教大学（ITBMU）は、原則的には一般に開放されているが、政府当局から承認された、もしくは親政府の高位の仏教僧院長から推薦を受けた候補者のみを受け入れる、と報告されている。

政府は、宗教団体を含む事実上すべての団体の集会や活動に潜入し、監視していた。宗教団体の集会や活動は、表現や結社の自由に対する政府による広範な規制の支配下にあった。政府は、宗教的な刊行物、時には説教を含むすべてのメディアを、統括し検閲していた。

報告期間中、アウン・サン・スー・チーの生まれた曜日である毎週火曜日にヤンゴンのシュエダゴン・パゴダを訪れ、火曜日の神に、スー・チーの解放と、国内のすべての政治犯の解放を祈る仏教徒の一団に政府が嫌がらせをした。政府は時折、親政府の USDA を利用して、この一団がパゴダの敷地内に入るのを阻止したり、入り口の外で祈らせたり、大声をあげたり手をたたいたりして祈祷の声をかき消したりさせた。この仏教徒らの代弁者であるノー・オン・フラが、パゴダの当局に抗議し、政府指導者らに手紙を書くと、地元当局は、この一団がパゴダに入り祈祷するのを再び許可した。しかし、当局は、火曜日の神の周囲の壇にバケツの水をまくよう掃除夫に指示し、礼拝者が水の上にひざまずかなければならなくさせた。さらに、拡声器から大音量の音楽を流し、一団の祈祷の声をかき消した。政府寄りの USDA と国民軍による暴行や罵声などの公認の嫌がらせにもかかわらず、礼拝者らは、報告期間中、毎週火曜日の祈祷を続けた。2007 年 5 月には、アウン・サン・スー・チーの拘禁命令の期限が 5 月 27 日に切れる際の解放を願って、さらに多くの集団が、さまざまなパゴダで火曜日の祈祷を始めた。

当局は、伝統的なキリスト教とイスラム教の祭日を祝う集会の申請を承認することを度々拒み、一ヶ所に集まることのできるイスラム教徒の人数を制限した。たとえば、ヤンゴン近郊の町では、イスラム教徒が礼拝や宗教的な修養のために集まることが許されるのは、主なイスラム教の祝日の間しかない。2006 年後半、有名なイスラム教の団体が、モン州のモラミヤインで、団体設立 50 周年記念の催しを行おうと計画した。団体が、行事開催の許可を願い出ると、現地の地区司令官、テッ・ナイン・ウィン准将は、この地域のすべての非仏教の宗教団体の代表者を召集して会議を開いた。准将は、いかなる宗教的儀式や祭典にも、保安上の理由から許可は与えられない、と出席者に伝えた。そこで、このイスラム教の団体は計画を変更し、宗教省から聖地巡礼の公式許可を得た巡礼者に敬意を表する目立たない儀式を開いた。

2007 年 3 月 22 日、当局は、仏教僧になる信仰の自由を拒否されたことに公に抗議したティン・チョウを拘留した。ティン・チョウは、以前行われた、経済および社会状況の悪化に対するデモに参加していた。そこでヤンゴンの当局は、野党の党員が仏教僧や宗教指導者に任命されることを禁止する 1995 年の法律を執行し、ヤンゴンの北オッカラパにある僧院長に、ティン・チョウを任命することを禁じた。

2007 年 1 月 23 日、世界キリスト教連帯（CSW）が、ビルマ国内で十数年にわたりキリスト教徒に対して行われてきた、政府による制限、差別、迫害を記録した報告書を発表した。その後、宗教省は、国内の宗教団体に、CSW とのつながりを否定する声明を政府が統制するメディアで

発表するか、報告書を非難して国内で宗教的な差別が存在することを否認するよう、圧力をかけた。

政府は、これまで同様、少数派の宗教集団の信徒を差別したり、彼らの教育、改宗、教会建設の活動を制限したりした。

政府当局は、引き続き、キリスト教聖職者がいくつかの地域で改宗を行うのを禁じた。キリスト教徒の集団から、本報告書が対象とする期間中、名前の知られているキリスト教の牧師が新たな郡に移動するための居住許可の申請を、地元の当局が拒否したことが数回あった、との報告があった。この集団は、こうしたことは広く行われてはいないが、個々の共同体や地元当局によっては行われている、と指摘した。いくつかの例では、キリスト教に新しく改宗した者の国民身分証を地元当局が押収した、と伝えられている。これにもかかわらず、キリスト教徒の集団は、教会の信徒は、国内の仏教が支配的な地域においても増えている、と報告した。

報告期間中、ヤンゴン地域の当局が、宗教集会を開くための適切な認可を受けていないという理由で、数軒の家庭教会を閉鎖した。ヤンゴンの他の家庭教会は、現地の役人に賄賂を贈った後によりよく活動が続けられた。同時に、当局は、「認可」を受けた教会の建設の承認を得ることを、不可能ではないにせよ、困難なものにした。

2006 年 10 月 1 日、1,000 人以上の信徒を抱えるアガペー・ゾミ・バプテスト教会が、ホテルの支配人から、会議室を今後は貸すことはできないと断られ、ヤンゴンのアジア・プラザ・ホテルでの毎週の礼拝を止めることを余儀なくされた。ホテル支配人は、郡の当局から、ホテルの施設をその団体に貸すことを止めるよう命令されたと述べた。団体は、このホテルで、約 1 年間礼拝を行ってきた。

2006 年 8 月、政府の国境警備隊 NaSaKa は、ラカイン州ラテダウン郡にある八つのロヒンギャ・イスラム教徒の共同体に、モスク 5 ケ所、マドラサ 4 ケ所、モクトブ（幼児向けのマドラサ）18 ケ所、ハフェツ・カナズ（コーランの暗唱センター）3 ケ所を含む宗教施設を閉鎖するよう命令した。後に、地元当局は、マドラサ 2 ケ所の再開を許可した。NaSaKa が閉鎖を命令した理由は、これらの施設は公式に登録されていないというものだった。イスラム教徒の情報筋によると、政府の役人は、マドラサの公式の登録を許可していない。イスラム教団体は、閉鎖についての不服を申し立てている。

2006 年 8 月 19 日、政府の役人が、ヤンゴンのバプテスト教会が子供向けの読み書きの学習会を開くことを禁止した。教会は、同様のプログラムを過去 4 年にわたり許可の必要なく運営していたにもかかわらず、当局は、そうしたプログラムを運営するには事前の許可を申請しなければならない、と述べた。当局はまた、同バプテスト教会の毎週の礼拝の儀式を検閲した、と伝えられている。

2006 年 2 月、インセイン郡当局も、チン族の福音主義教徒に、アウンサン区にある自宅の教会での礼拝を止めるよう命令した。2005 年 11 月、ヤンゴン、インセイン郡の当局は、設立 20 年のフォーカン福音主義教会の信徒らに、「礼拝中止」協定に署名するよう圧力をかけた。信徒の中には、恐怖心から協定に署名する者もいたが、拒否する者もいた。2006 年 2 月、当局は、教会での礼拝を禁止する命令を出した。

宗教省は過去に、新たな宗教施設を建設するための許可は、「その場所の人口による」と規定した。しかし、パゴダの建設と、仏教の新たな礼拝施設の需要との間には、相関関係はなさそうである。国内のほとんどの地方では、キリスト教やイスラム教の集団が、横町や人目につかない場所に小さな礼拝場所を建設しようとする場合、地元当局からの非公式の承認だけでそれが可能になった。しかし、地元当局からの非公式の承認では、法的な位置づけが曖昧になってしまう。地元当局や状況に変化があると、建設の非公式の承認が突然に撤回され、建設が休止する。当局が、教会の既存の建物を取り壊した例もいくつかある。

キリスト教の集団は、これまで同様、大半の地域で、土地の購入や新しい教会の建設の許可を得るのに困難を経験している。時折、教会が適切な財産証書をもっていないとして当局が許可を拒否することがあったが、ビルマの土地の法律が複雑なためと、大半の土地の所有権が政府にあるため、公的な土地所有権を持つことは非常に困難であった。地域によっては、既存の礼拝場所の修理の許可は、比較的容易に得られた。イスラム教徒は、国内のどこにおいても新たなモスクの建設が当局から禁じられていると報告した。また、既存の建造物の修理や増築の許可を得ることは、非常に難しい。モン州モーラミヤインと、ラカイン州シトゥエ、さらに国内の他の地域にある歴史的なモスクは、当局が定期的な整備を許可しないために、劣化してきている。伝えられているところでは、当局によっては、発見された非公式の礼拝場所や、非認可の宗教的建造物を破壊したところもある。2007 年初め、北部ラカイン州のイスラム教徒が、台風で深刻な被害を受けたモスクを修繕した。これを発見した当局は、モスクの修繕された部分を破壊した。仏教徒の集団は、パゴダや、僧院、共同体の宗教会館などを新たに建築する許可を得るのに、同じような困難は経験していない。

報告期間中、カトリック教会が、カチン州とシャン州に新たな教区を設置した。シャン州のペコンにある新教区の司教は、教会が古くから所有している地所に住居を建てることにした。ペコンの軍事作戦第 7 司令部の司令官、ミヨー・ルウィン准将は、一部建設された建物を取り壊すよう命令し、土地を押収し、教会の所有地を取り囲むように軍の土地のフェンスを拡張した。教会はより上位の当局に訴え出たが、所有地を取り戻してはいない。

ヤンゴン、インセイン郡にあるビルマ神学研究所（MIT）は、国内で最も重要なバプテスト派の神学校である。急増する入学者を収容するため、MIT は、教室棟を新築し、建設資材を購入するための資金を募った。土壇場になって、政府の役人が、建築許可を与えることを拒否した。4 年

後、大量の資材がまだ構内に散乱し、白カビや錆が発生している。政府は反対に、仏教の学校を公然と支援し、大規模なキャンパスを建築する許可も出している。

チン州のキリスト教徒が、当局が、1997 年以降、新たな教会の建設を一切認可していない、と発言した。しかし、州内のいくつかの地区には、新築の教会が確かに存在する。チン州のキリスト教徒の指導者の言うところでは、教会の修繕もしくは建築の許可を得るには、宗教省、辺境民族開発省（NaTaLa）、入国管理局、郡平和開発委員会の許可をまず得なければならない。ヤンゴン、マンダレー、その他どこでも、さまざまなキリスト教の集団による新たなコミュニティ・センターの建設にあたっては、そこで礼拝を行わないことと、キリスト教の看板を掲げないことに合意した場合に限り、当局は許可を与えた。

イスラム教徒にとって、モスク内部の改修が許可される例はあるが、既存のモスクの修繕の許可を得るのは、いまだに非常に難しい。ラカイン州には、当局がモスクに非常線を張り、イスラム教徒がその中で礼拝することを禁じている地域がいくつかある。

国の検閲当局は、引き続き、聖書、コーラン、一般的なキリスト教とイスラム教の出版物を国内で発行することを特に制限している。最も厄介な制限が、キリスト教やイスラム教の文献に用いることを検閲局が許可していない 100 語を超す禁止用語である。これらは、仏教の文献で古くから使われているパーリ語に由来する「現地語」である、という理由による。これらの言葉の多くは、植民地時代から、国内のいくつかのキリスト教やイスラム教の集団によって、使用され受け入れられてきた。仏教以外の宗教文献を翻訳、出版する団体は、こうした規制に抗議していた。さらに、検閲局が、異教徒への暴力の使用を認めていると受け取られる旧約聖書とコーランの文章に反対する場合もある。近年では、伝統的な宗教文献を所有していることで、逮捕、告発されたという報告はない。

当局はまた、国内に持ち込まれる聖書とコーランの量を制限していた。しかし、報告期間中、個人が、個人的な利用のために、少数の聖書やコーランを国内に持ち込むことは引き続きあった。当局が国境の入国地点でコーランを押収または没収したという報告はなかったが、郵便職員が盗んで闇市で売っているという苦情が宗教指導者から出ていた。

政府はおおむね、1960 年代半ば以降、外国の布教団体が国内で永続的に活動することを許可していない。その当時、政府は外国人の宣教師をほぼ全員国外に退去させ、全国各地にあり、たいていはキリスト教団体と関連していた私立の学校や病院をすべて国有化した。政府が、この大規模な没収に補償を支払ったかどうかは不明である。カトリック、プロテスタントなどのキリスト教の集団は、外国人の聖職者や宗教関係者を旅行者として入国させているが、政府が、彼らの活動が改宗行為であると認識しないよう注意を払っている。キリスト教の神学校数校も運営が続けられている。聖書の学校やマドラサも同じである。政府は、末日聖徒イエス・キリスト教会（モ

ルモン教会)などの外国の宗教団体の会員が、人道的な支援、もしくは政府職員に英語を教えるために入国するのをいくらかは受け入れている。こうした団体の中には、ビルマキリスト教会協議会には登録していないが、政府の干渉なしに宗教儀式を行うことができるところもある。

政府は、すべての宗教団体のメンバーが、外国の同教信徒とのつながりを作り保持することと、宗教的な目的で外国を旅行することを許可していた。ただし、宗教に関係なく、すべての国民の国際的な活動に対して適用される、ビルマの制限付きの旅券と、ビザ発行の慣習、外国為替管理、政府による監視は免れられない。政府は時折、わずらわしい旅券発行の手続きを、メッカ巡礼をするイスラム教徒や、インドのブッダガヤに巡礼に赴く仏教徒のために、手早く処理することがあった。ただし、巡礼者の数は制限されていた。2006年、政府当局は、約3,000人のイスラム教徒がメッカ巡礼に参加することを認めた。こうした手続きは、2006年に、官庁のほとんどがヤンゴンからネピドーに移転したために、さらに煩雑になったと伝えられている。もしも移転がなければ、より多数のイスラム教徒が聖地に赴いていただろう、と評する者もいる。本報告書が対象とする期間中、出入国と旅券の当局者は、聖地巡礼を、旅行希望者に賄賂を強要する機会として利用し続けていた。政府と民間の旅行社は、約2,500人の仏教徒の巡礼者が、インドのブッダガヤに旅行する手続きをした。

非仏教徒は、これまで同様、公共部門の上層部での雇用において差別を経験している。長官以上のレベルまで昇進した非仏教徒はこれまでほとんどいない。軍隊で將軍の階級にある非仏教徒はいない。ただし、中佐の階級にまで到達したと伝えられているキリスト教徒は数名いる。最大の野党、国民民主連盟の中央執行委員会にも、非仏教徒はいない。ただし、国内のほとんどの宗教団体の個人会員が、同党を支持している。政府は、イスラム教徒が軍隊に入隊するのに賛成しておらず、少佐以上の階級への昇進を希望するキリスト教徒またはイスラム教徒の将校は、上官から、仏教に改宗するよう勧められていた。軍隊への入隊を希望したイスラム教徒が、改宗を求められはしなかったが、申請書の宗教欄に「仏教徒」と記入しなければならなかった場合もあった、と伝えられている。

ロヒンギャのイスラム教徒は、基本的には不法外国人として扱われているが、外国人登録証は発行されていない。その代わりに、政府は、彼らの一部に、「暫定的登録証」(TRC)を与えていた。国連難民高等弁務官 (UNHCR) は、約80万人のロヒンギャのうち、暫定登録証を持っているのは65万人にすぎない、と見積もっている。当局は、暫定登録証を申請するイスラム教徒の男性は、あごひげのない写真を提出しなければならない、と主張している。当局は、イスラム教を信仰する政府の雇用者は、村の首長も含み、あごひげを生やすことを認めておらず、すでに生やしている者を何名か解雇した。当局はまた、ロヒンギャではないイスラム教徒の多くも国民と見なしていない。こうしたイスラム教徒が、国民登録証と旅券を入手するには、高額な賄賂を払わなければならない。ビルマ民族のイスラム教徒は、少数派民族のイスラム教徒(主に、インド系またはベンガル系)よりも、支払う額が少ない。

2006 年、有名なイスラム教団体が、ラカイン州の国家平和発展評議会（SPDC）議長と、地区軍司令官、宗教省に、ラカイン州のロヒンギャ・イスラム教徒に対する結婚の制限を解除するよう求めた。報告期間の終了時点では、まだ返答は得られていなかった。

ヤンゴンでは、イスラム教徒は通常、新生児の出生証明書を受け取ることができるが、地元当局は、家族の登記簿に新生児の名前を載せる許可を与えることを拒んだ。

当局はたいてい、ロヒンギャやイスラム教徒のアラカン族に、いかなる目的でも居住地から移動する許可を与えていなかった。しかし、時には賄賂によって許可が得られることもあった。アラカン族以外のイスラム教徒には、移動の自由が少しは与えられていた。しかし、この場合でも許可を申請する必要があると、通常、賄賂を支払わないと許可は与えられなかった。ヤンゴンに住むイスラム教徒は、ラカイン州タンドゥエのビーチリゾートを訪れることができたが、地域軍司令官の署名がないとヤンゴンに戻れなかった。金のある者は、地元当局者に賄賂を贈り、ヤンゴンに戻れた。ラカイン州外に住むイスラム教徒は、ラカイン州の他の地域を訪れると、地元に戻るものが度々禁じられた。

ロヒンギャは、初等教育以上の国営の学校に入ることができず、公務員のいかなる職にも雇用してもらえなかった。ラカイン州のイスラム教徒で高校を卒業した者は、州外に移動して、カレッジや大学に入学する許可が得られなかった。ロヒンギャの高校卒業者は、卒業証書の代わりに、国籍証明書を提示すれば卒業証書を受け取ることができる、と書かれた紙をもらった。しかし、ロヒンギャは、国籍証明書を入手することは絶対に不可能である。

バングラデシュの難民キャンプに残っている約 25,000 人のロヒンギャ・イスラム教徒の多くは、宗教的迫害などの人権の侵害を恐れて、帰国を拒んでいた。

信仰の自由に対する侵害

野党、国民民主連盟（NLD）を率いるアウン・サン・スー・チーは、2003 年、北西部のザガイン地区を移動中、政府に与した軍隊によって、NLD を支持する仏教僧数名を含む警護隊とともに襲撃されて以来、拘留もしくは自宅軟禁下にある。政府は、法衣を着た犯罪人に待ち伏せをさせた、と伝えられている。5 月 15 日、当局は、アウン・サン・スー・チーとその他の政治犯への祈祷のためにヤンゴン内の複数のパゴダに集まった 30 名以上の仏教徒を拘留した。報告期間の終了時点で、これらの人々はまだ拘留中であつた。その翌日、連邦団結発展協会（USDA）のメンバーが、「国民」を代表すると主張して、ミングラドン郡にあるパゴダで祈祷していた 15 名の仏教徒をさらに拘留したが、当局は同日、彼らを解放した。2007 年 5 月 25 日、政府は、アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁をさらに 1 年延長した。

2007 年 2 月、仏像をバングラデシュの仏教徒に不法に売買していたとされる僧侶をビルマ軍が逮捕した。僧院の儀式では法衣を脱がなければならないという仏教の戒律に違反したかどで、軍はその僧侶の地位を剥奪した。平信徒は、どのような身分であっても、僧侶を平信徒にまで降格させることはできない。

2006 年 7 月 2 日、ラカイン州タンドウエの当局が、タウングップ郡、ウ・シュエ・モー村の僧院の僧院長ウィラ・ターと、助手のタン・カケザを逮捕し、僧院を閉鎖し、59 人の僧侶と見習い僧を退去させた。現地の情報筋によれば、逮捕の理由は、僧院長が、当局からの寄進を受け取るのを拒否したか、当局のための宗教儀式を執り行うことを拒否したかのいずれかであるという。当局はまた、僧院長は、僧侶や見習い僧に民主主義について語り、地元の安定を危うくしたと主張した。僧侶は、自分が NLD（国民民主連盟）の支持者であり、アウン・サン・スー・チー（民主化運動家で NLD の指導者）が数年前にこの地域を訪問した際にこれを支援した、と話していたという。亡命者が運営する政治囚支援協会（AAPP）は、さまざまな容疑によって 86 人の仏教僧が拘留されている、と見積もっていた。AAPP の見積もりを検証することは不可能だった。宗教的な信仰のために拘留されている非仏教徒の数は不明だった。当局は通常、僧侶を逮捕すると法衣を剥奪し、拷問も含めて普通の囚人と同じ扱いをした。刑務所の職員は、無礼にも、宗教上の呼称ではなく、名前で僧侶を呼んでいた。

地方の文官当局と軍当局は、これまで同様、聖職者の逮捕、家庭教会の閉鎖、宗教儀式の禁止などのキリスト教集団への措置を取っている。

2006 年 2 月、カレン州、パアンにて、警察が、フォーカン福音主義教会の会員、イエー・ゾを逮捕した。イエー・ゾは以前、ヤンゴンの当局によって礼拝を禁止され、2006 年に閉鎖された教会への迫害を止めるよう、政府指導者に手紙を書いていた。警察は、身分証明書を携帯せずに移動したという罪でゾを告発した。

2005 年、チン州の州都ハカで、現地の当局が、バプテスト派の指導者に、教会の所有地にある古くから使用されている墓地を、別の町の遠く離れた場所へと強制的に移動することを通知した。宗教指導者らは、当局は、以前より、国内の多数の地域において、墓地を強制的に移動させている、と報告した。

これまで、イスラム教徒から押収された土地に、パゴダや政府の建物が建築されることが度々あった。

カチン州で、当局が、仏教徒がほとんど居住していないキリスト教共同体の地域に仏教寺院を建設し、寺院建設のための煉瓦や他の資材を運ぶ強制労働にキリスト教徒を駆り出そうとした。2006 年 9 月、政府当局が、カチン州ライザにあるカチン独立機構本部近くのパゴダの落成式を行った。カチンの情報筋は、この共同体には仏教徒は一人も居住していない、と報告した。北部

のラカイン州では、当局がしばしば、ロヒンギャに仏教寺院の建設を強制的に手伝わせていた。その土地での仏教徒は、人口の約 2 パーセントにすぎない。

2006 年 1 月、近郊の 10 以上の村に在住するイスラム教徒のロヒンギャが、ラテダウン郡の三つのモデル村、パダウ・ミン、マラー・ミン、タザ・ミンの建築資材を軍に強制されて運搬させられた、と主張した。ラカイン州の、タンドウエ、グワ、タウングップなど特定の郡は、1983 年の政府の命令によって「イスラム教徒ゼロ地帯」と宣言されている。

当局は、チン族のキリスト教徒が宗教を実践することを阻止しようとしてきた。2005 年、チン州、マトゥピ郡の軍司令官が、1999 年に政府の許可により山腹に建設された 9 メートルの十字架の解体を命令した。これより高位の軍関係者が、その後、現地の教会関係者に、十字架を再建する許可を得ることができるだろうと述べたが、現地の牧師はこれまでのところ、そうした認可を申請することを拒否している。過去、十字架が、パゴダに取って代わられたことがしばしばあった。しかも、パゴダは時には強制労働によって建設された。

国家平和評議会（SPDC）は、以前より、仏教徒のビルマ民族に少数民族の地域に移住することを奨励もしくは強制までして、少数民族の人口の割合を減らすようにしてきた。イスラム教徒が優勢のラカイン州では、当局は「モデル村」を建設して、国内の他の地域から、釈放されたビルマ民族の犯罪者を移住させていた。

政府の役人が、特に農村部の人々を、仏教徒であれ非仏教徒であれ、仏教寺院や祈念碑の建設、修復、維持という政府支援のプロジェクトのために、金銭や食べ物、資材を寄付するように強要した、という信頼できる報告が国内のさまざまな地域から引き続きなされていた。政府は、強制をしたことはないと否定し、こうした寄付は、功德を積むという仏教の考えに合致した「自主的な寄進」であるとした。2006 年 4 月、ラシヨーの当局が、仏教寺院の建設のために高額を寄付するよう商人に強要しようとした、と伝えられている。キリスト教徒の商人たちは、寄付に参加することを拒み、集まった資金は、当局の目標額をかなり下回っていた。

強制改宗

イスラム教とキリスト教の共同体の指導者は、本報告が対象とする期間中、当局が、仏教への強制改宗運動から方針を転換し、非仏教徒に援助や賄賂を贈ることで仏教に改宗するよう誘導することに集中している、と報告した。強制的であれどうであれ、非仏教徒の改宗は、少数民族の地域を「ビルマ化」という長年の政府の運動の一環となっている。この運動は、軍の駐留や圧力を増やすことと同時に進展してきた。2005 年、チン州では、銃で脅迫されて強制改宗をさせられたという報告は、未検証のものが 1 件しかなかった。それでも、それより以前には、こうした暴力的な例はめったになかった、とキリスト教の団体が報告した。2006 年 9 月、チン州の情報筋から、チン州マトゥピの政府が運営する女子寮で、以前は自主参加だった仏教の夕拝が寄

宿制全員に強制されるようになり、15人の学生が退寮した、と報告があった。女生徒たちは、授業料と食費と寮費が無料だったが、仏教徒になるよう圧力をかけられていると感じた、と不満を述べた。チン州のカンペトレットで、辺境民族開発省（NaTaLa）が、仏教徒の生徒専用の学校を運営し、卒業後の政府での就職を保証していた。キリスト教徒の子供は、この学校に通学したければ、仏教への改宗に合意しなければならなかった。

米国から拉致されたり不法に連れ去られたりした未成年の米国民などへの強制改宗が行われたという報告も、そうした国民の米国への帰国が拒否されたとの報告もなかった。

社会的な虐待と差別

仏教徒の優先的な扱いや、インド系、特にロヒンギヤ・イスラム教徒に対して横行する偏見が、多数派である仏教徒と、少数派であるキリスト教徒とイスラム教徒との間の社会的な緊張の主な原因となっていた。

2006年2月、イスラム教徒の男性がビルマ民族の女性を強姦したという噂がもととなり、マグエ地区で、イスラム教徒と仏教徒の間に暴力的な衝突が起こった。ビルマ民族は、イスラム教徒とインド系の住居や店舗、モスクを攻撃し、たいまつの火をつけた。暴動と略奪は、チャウツとサリンなど近郊の町にまで広がった。現地の治安部隊は当初は介入しなかったが、暴動が広がるにつれ、当局は、複数の町で厳しい夜間外出禁止令を出した。信頼できる情報筋によると、当局は、シンビュキュンで17人、チャウツで55人を逮捕し、そのほとんどがイスラム教徒だったという。非公式の情報筋によれば、暴動で、3人が死亡し、10人が負傷したという。イエナンジャン、チャウツ、サクにある3つのモスクが暴動によって破壊されたと伝えられている。報告期間の最終時点で、これらのモスクはまだ閉鎖されており、当局は、イスラム教徒にモスクの再建を許可しようとしておらず、モスクの攻撃についての調査を行っていなかった。イスラム教徒の村の住民全員が、シュエ・セタウ近くの信頼されている仏教僧院長のいる僧院へ逃げ、暴動の間、非難していた、とキリスト教徒が報告した。

こうした攻撃は、2005年にラカイン州チャウピューの共同体で起こった暴動に端を発している。数日間の暴動で、イスラム教徒2人が殺害され、仏教僧1人が重傷を負った。イスラム教徒の複数の集団が、「分割と統治」戦略の一環として仏教徒とイスラム教徒の間の緊張を高めようとしたとして政府を非難した。

1994年にKNU（カレン民族同盟）から仏教徒のメンバーが離脱して、親政府の民主カレン仏教徒軍（DKBA）を組織して以来、DKBAと、キリスト教徒が主に占める反政府のKNUとの間で、武装闘争が続いている。DKBAにはキリスト教徒が、KNUには仏教徒がそれぞれ若干いると伝えられているにもかかわらず、二つのカレン族の集団の間の武装闘争には、強い宗教的な含みが

ある。さらに、DKBA の指導者が以前より、キリスト教に改宗した村民を追放している、という未検証の報告もあった。

報告期間中、「キリスト教を排除する計画」と題したビルマ語の文書の存在が明らかになった。文書には、国内のキリスト教を阻止するための 17 の点が述べられている。しかし、文書の出所は不明で、文法上の間違いがいくつかあることから、信頼性に疑いがもたれている。この文書を政府と結びつける決定的な証拠はなかった。

第 4 節 米国政府の政策

言論、報道、集会、外交目的も含む移動にビルマ政府が制限を課していることで、信仰の自由も含む国内での人権についてのタイムリーで正確な情報の入手が難しくなっている。虐待についての情報は、事件が発生してから数ヶ月もしくは数年経ってからようやく手に入るが多く、検証することが困難であるか不可能であることがよくある。

米国政府は、人権を促進する総合的な政策の一環として、ビルマ社会の全部門との接触を通じて、信仰の自由の促進を続けている。本報告書が対象とする期間中、大使館職員は、政府および軍関係者、民間人、学者、他国政府の代表者、国際的なビジネスおよびメディアの代表者との間で、信仰の自由が改善されることの重要性について議論してきた。大使館の代表者は、少数民族の宗教指導者も含む、仏教、キリスト教、イスラム教の教派の指導者、および、神学校の教授、その他の宗教関連団体および NGO の会員などと定期的に会合をもった。この中には、米国の代理公使の公邸に定期的に招待し、各派の間での理解を深め寛容性を高めたことも含まれている。

政府当局からの妨害がなければ、支援活動や巡回を通じて、大使館の代表は、現地の NGO や宗教指導者に支援を提供し、こういう働きかけがなければ孤立しがちな多くの人権 NGO や宗教指導者と情報を交換した。少数民族のロヒンギャの代表者は、大使館のアメリカン・センターにおける英語時事研究会に参加した。アメリカン・センターは、米国政府とさまざまな NGO による、ビルマ国内での信仰の自由の侵害についての声明や報告書を定期的に翻訳し、訪問者の多い図書室を通じて配布している。米国は、国連難民高等弁務官（UNHCR）がビルマの入国管理・人口省と協力して、公正かつ賄賂や非合理的な要件なしに、証明書を持たないロヒンギャに「暫定的登録証」（TRC）を発行する業務を始めようと努力していることに対して資金を提供した。さらに、大使館は、教育や教師の訓練に関わる仏教、イスラム教、キリスト教の NGO と密接に協力した。

1999 年以降、米国国務省は、国際信仰の自由法にもとづき、信仰の自由を特に深刻に侵害したとして、ビルマを「特に憂慮すべき国家」の一つに指定している。信仰の自由が侵害されるなど、ビルマの人権が危うい状況にあることから、米国は、ビルマ政権に広範にわたる制裁を課している。米国はまた、国際的な金融機関によるビルマ政府へのあらゆる援助に反対し、他国の政府に

同様の措置を取るようによびかけている。米国の制裁には、ビルマからの輸入の禁止、ビルマへの金融サービスの輸出の禁止、ビルマ政府との二国間援助の禁止、武器の輸出の禁止、関税特惠一般制度（GSP）の利益の停止、海外民間投資公社（OPIC）の停止、米国輸出入銀行（EXIM）による米国からビルマへの投資と輸出を支援する金融サービスの停止などがある。米国政府はまた、ビルマとの貿易の積極的な促進を停止し、ビザの発行を政府および軍の高官とその近親に制限し、国家平和発展評議会（SPDC）の米国内の資産を凍結した。米国民によるビルマでの新規の投資は、1997 年 5 月から禁止されている。

2007 年 9 月 14 日発行